



消費者注意報

Vol.4

健康食品を買う前に…

体重を減らさないかね…
運動も大事だけど
続かなくて…



最近、ひざの調子が
悪くて…

辛い痛みよ サヨウナラ!



これさえ飲めば
どんな痛みも
たちまち
すっきり!

ご愛用者10万人突破!
今なら送料無料!

あら、この健康食品、
なんだか効きそう!



1 2
4 3

それになんで今月も
また商品が届くの?
注文した覚えは
ないんだけど…



ちっとも調子
良くならないわ…



ご注文は



●●健康食品
コールセンター

テレビでも宣伝してるのね!
一度試してみようかしら!



京のチェックポイント!!

Q. 健康食品で病気がよくなるの?

A. **健康食品は医薬品ではありません。**「治る」「効く」など効能・効果をうたうことは法律違反です。健康食品に過剰に期待し、本来必要な治療を受けずに、病気が悪化することもあります。

Q. 「天然・自然」のものなら大丈夫?

A. **「天然・自然」だから安全・安心とは限りません。**錠剤やカプセル状の製品は特定成分が濃縮され、天然・自然由来成分を原料とする製品でも、アレルギーの原因になる場合があります。

Q. 有名人のCMや効果があったという体験談があると効きそうな気がするけど…

A. **CMや体験談は製品の効果や安全性を保証するものではありません。**また、特許番号を示しているものがありますが、特許の取得も効果を保証するものではありません。

Q. 通信販売の健康食品を注文。一回限りのつもりが毎月商品が届くんだけど…

A. 1回だけの購入のつもりが、定期購入の申し込みになっていることもありますので、申し込みの際はよく確認しましょう。テレビショッピングやネットショッピングなどの通信販売では返品や交換は事業者の設けたルールに従うことになります。契約の際に返品や交換について確認しておきましょう。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

こんな広告にはご注意ください！

薬事法違反広告事例

無承認無許可医薬品は様々な方法であなたを信用させようとしています！

キャッチコピー

体験談

特許・テレビ報道等

成分の説明

医師や専門家の談話

キャッチコピーはもちろん、体験談や医師等の談話の中でも効果効果をうたうことはできません。

また、含有する成分に効果効果があると記載することも、製品の効果効果をうたっているといみなされます。

○○に効くとして特許を取得しても、また、テレビや雑誌などで効果が紹介されたことが事実でも、承認を受けた医薬品でない限り効果効果は広告できません。

栄養機能食品はビタミン等の機能を表示できますが、その内容は定められた事項のみです。この健康食品はガンに対する効果をうたっていますが、栄養機能食品であることとガンへの効果は全く関係ありません。(ビタミンCの場合「ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。」と記載されます。)

注意

特定の商品名の記載がない場合には広告ではないため、薬事法の適用はありません。しかし、連絡先に連絡すると特定の商品を強く勧められる場合やインターネットのリンク先が販売するサイトだった場合など、結果的に特定の商品の広告とみなされる場合には、当然、薬事法違反広告です。広告にいくら信憑性が高いことが書かれていても、承認を受けた医薬品でなければ、有効性や安全性が確認されていないことを十分理解して健康食品を選びましょう。

健康食品(薬事法)に関する相談 京都府薬務課 075-414-4790

不安なときは
まずお電話を!

- 消費者ホットライン 0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)
- 京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004
- 高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144
- 山城広域振興局商工労働観光室 0774-21-2426
- 南丹広域振興局商工労働観光室 0771-23-4438
- 中丹広域振興局商工労働観光室 0773-62-2506
- 丹後広域振興局商工労働観光室 0772-62-4304
- 消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002